

令和 8 年 9 月 3 日 宣告

令和 6 年（わ）第 4 2 9 号 傷害被告事件

主 文

被告人は無罪。

理 由

第 1 本件公訴事実の要旨及び争点等

1 本件公訴事実の要旨

本件公訴事実の要旨は、「被告人は、令和 5 年 9 月 2 1 日頃から同月 2 3 日頃までの間に、滋賀県 a 市内の当時の被告人方において、夫である A（当時 3 4 歳）に対し、飲料に混ぜるなどの方法により、メタノールを経口摂取させ、よって、A に回復の見込みのないメタノール中毒による視力障害の傷害を負わせた。」というものである。

2 争点等

A がメチルアルコール（なお、メチルアルコールは化学名であり、メタノールとの別名もあるから、以下、物質としてのメチルアルコールについては、単に「メタノール」という。）中毒、視力障害と診断され、その視力障害が回復の見込みのないものであることは証拠によって認められ、当事者間にも争いはない。しかし、被告人は A にメタノールを経口摂取させた事実はないと供述し、弁護人も、同供述に沿って、被告人は犯人ではないから無罪であると主張しており、本件の争点は、被告人の犯人性、すなわち被告人が A にメタノールを経口摂取させたのか否かである。

以下でみるとおり、本件では、被告人の犯人性を直接認定できる証拠は存在しないところ、検察官は、証拠によって認められる各事情を併せ考えれば、被告人の犯人性が認められると主張するのに対し、弁護人は、被告人の犯人性を認めるには合理的な疑いが残る、より具体的には、A が自らの意思でメタノールを経口摂取した合理的な疑いが残ると主張する。

当裁判所は、検察官が主張する各事情等からすれば、被告人が A にメタノールを

経口摂取させた可能性は相応に高いものの、弁護人が主張するとおり、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した合理的な疑いを証拠上排斥することができず、被告人がAにメタノールを経口摂取させた事実が常識的に考えて間違いないとはいえないから、被告人の犯人性を認定することはできないと判断した。以下、その理由を説明する。

第2 前提事実

以下の事実は、証拠によって容易に認められ、かつ当事者間にも概ね争いがない。

1 メタノールの特徴等

メタノールは無色透明で、純粋なものであれば微かにアルコール臭がする液体である。メタノールを過剰に摂取等すると中毒症状が現れ、こうした症状が現れた状態をメタノール中毒という。

メタノールには中枢神経抑制作用と粘膜刺激作用（経口摂取の場合）があり、中枢神経抑制作用により酩酊や眠気、ふらつき、頭痛といった症状が、粘膜刺激作用により嘔吐や腹痛、悪心といった症状がそれぞれ生じる。メタノールを摂取した場合、こうした初期症状は摂取後30分から6時間程度で現れる。

メタノールは体内に摂取されると、代謝されてまずホルムアルデヒドが生成され、さらに代謝されることでギ酸が生成され、最終的には二酸化炭素と水に分解されて体外に排出されるが、メタノールとエタノールを同時に摂取した場合には、まずエタノールが代謝により分解され、その後、メタノールが代謝により分解されるという経過をたどることになる。そして、ギ酸は、中枢神経、特に視神経にその毒性を発揮し、視神経障害を引き起こすが、視神経障害の症状が出るまでの時間は、個人差やエタノールを同時に摂取したか否か等によって6時間から72時間程度まで幅がある。

2 被告人とAの関係等

被告人とAは平成24年に知り合って同年12月に結婚し、平成25年6月には長女が生まれて3人で生活していたが、平成27年10月に離婚した。

その後、被告人とAは、令和4年2月に再婚し、再び3人で生活するようになった。Aは、同年7月から令和5年7月までの1年間愛知県内に出向して単身赴任していたが、同月に出向を終えて再び被告人らと同居するようになり、同年9月当時も同様の生活を送っていた。なお、Aは、被告人との同居生活中、自宅で食事（朝食、昼食及び夕食を指す。以下同じ。）を取る場合には被告人が提供する飲食物を口にしていた。

3 被告人による燃料用アルコールの購入等

被告人は、令和5年7月31日、ドラッグストアにおいて、青色の蓋で白色ボトルに入った燃料用アルコール（成分はメタノール76.6%、エタノール21.4%などとなっている。価格は255円。以下、被告人が購入したこの燃料用アルコールを「本件燃料用アルコール」という。）を除湿剤やカビ取り剤などと一緒に購入していた。また、被告人は、これとは別に、同月12日にエタノールを、同月14日に無水エタノールを、同年8月22日にアルコール除菌キッチン用をそれぞれドラッグストアで購入していた。

4 令和5年9月9日以降のAの行動や食事内容、体調等

(1) 令和5年9月9日から同月20日までの間

Aは、令和5年9月9日（土曜日）、昼間は被告人及び長女と商業施設に出かけ、午後には職場の飲み会に参加し、飲食店で飲酒するなどした。Aは、帰宅後風呂に入り、風呂上がりには机の上に置いてあったお茶を飲んで就寝した。

Aは、同月10日（日曜日）、被告人及び長女と観光施設を訪れたが、一日中強い眠気に襲われ、同施設でも寝てしまっていた。Aらは帰りに商業施設に立ち寄ったが、Aは、被告人と長女が買い物をしている間も車内で寝ていた。

Aは、同月11日（月曜日）、吐き気や腹痛等がひどかったため会社を休み、同月12日（火曜日）もこうした症状が治まらなかったため会社を休んだ。なお、「【被告人の名前】さん、あなたを私の故人アカウント管理連絡先として追加しました。私の死後に私のiCloudデータにアクセスすることができるアクセスキーをあ

なたと共有します。」とのメッセージ（以下「本件メッセージ」という。）が、同月11日、Aの携帯電話機から被告人の携帯電話機に送信され、既読の状態になっていた。

Aは、同月13日（水曜日）から同月15日（金曜日）までの間も体調が万全ではなく、吐き気等の症状もあったが、体調が多少改善していたので出勤した。そして、Aは、同月16日（土曜日）、体調がかなり回復していたため、被告人を病院に送っていった後、飲食店で昼食をとり、午後にはボーリングやカラオケをして遊ぶと、翌17日（日曜日）は被告人及び長女と京都を観光した。

Aは、体調が回復していたことから、同月18日（月曜日）から同月20日（水曜日）までは出勤した。

(2) 令和5年9月21日から同月25日までの間

Aは、令和5年9月21日（木曜日）、朝には自宅で総菜パンを食べてお茶を飲んだ。Aはこの日は有給休暇を取っていたので、同日午前中は被告人を病院に連れて行き、被告人と飲食店で昼食を取った。その後、Aは、被告人と百円均一ショップに行ったが、強い眠気に襲われたため、被告人が同ショップで買い物をしている間、同ショップの駐車場にとめた自動車内で寝ていた。Aは同日夜食を取らなかった。

Aは、同月22日（金曜日）、朝には自宅でパンを食べてお茶を飲んだ。Aは体調が万全ではない状態で出勤し、昼には被告人が用意していたうどん（つゆ付）を食べたほか、職場ではウォーターサーバーの水を飲んでいたが、同日午後から体調が徐々に悪化していき、吐き気や頭痛があった。Aは同日夜食を取らなかった。

Aは、同月23日（土曜日）、朝にはパンを食べてお茶を飲んだ。Aは同日午前中に被告人らと商業施設等に行った。Aは、吐き気や頭痛が強くはなかったものの体調がよくなく、多少の気持ち悪さを感じていたこともあり、駐車場にとめた自動車内で休憩していた。Aは、同日昼には被告人が商業施設で購入した飲料水を飲んだが、夕食を取らなかった。

Aは、同月24日（日曜日）、更に体調が悪くなり、強い吐き気と頭痛がして1日

中横になっており、食事を取ることはなかったが、お茶やスポーツドリンクを飲んでいて、Aは同日午前と午後に1度ずつ嘔吐したほか、夜には腹痛を感じ、コンビニエンスストアでトイレを済ませたが、この際、視界の暗さを感じていた。

Aは、同月25日（月曜日）朝、起床後に強い吐き気を感じて外に出て嘔吐し、会社を休んで再び就寝した。その後、Aは、寝ている間に再び強い吐き気に襲われて外に出て嘔吐したところ、その段階で視界が真っ暗になっていた。

5 Aの入院治療の経過等

Aは、令和5年9月25日、前記4(2)のとおり視界が真っ暗になったことから、被告人に伝えた上で近くの眼科を受診し、そこでB病院を紹介されたため、同病院を受診した。同病院のC医師がAの診察を担当し、問診や各種検査等を行うなどした上で、Aは同病院に入院することになった（同年11月1日まで入院。）。C医師は、同年9月26日頃、Aの血液を採取し、その血漿試料について、別の病院にメタノール及びギ酸の各血中濃度の測定を依頼した。

前記依頼を受けたD医師は、前記血漿試料について、同年10月頃にメタノール及びギ酸の各血中濃度の検査を行った。その結果、メタノール濃度は0.24 mg/mlであり、ギ酸濃度は550 µg/mlであった。なお、メタノール濃度が0.20 mg/ml以上になると失明と関連するといわれており、メタノールの致死濃度は0.40 mg/ml以上と考えられている。

C医師は、前記メタノール及びギ酸の各血中濃度の検査結果やその後の検査結果等も踏まえ、令和6年2月27日、Aの病名についてメチルアルコール中毒、視力障害と、同視力障害は不可逆なものであり、今後治癒の見込みはないと診断した。

なお、Aが勤務していた工場（薬品を扱うこともある。）においては、平成25年4月から令和6年3月までの間、A以外にメタノール中毒発症者が確認されたことはない。

第3 Aがメタノールを摂取した時期及びその方法、事件性

1 前記第2の5のとおり、Aの血中からはメタノールが検出されており、Aが

メタノールを摂取したことに疑いはないところ、被告人の犯人性を検討する前提として、Aがいつ、どのようにメタノールを摂取したのか、また、そもそも事件性があるのか、すなわち、Aのメタノールの摂取が意図的行為によるものである（これには、Aが自らの意思でメタノールを摂取した場合も含む。以下同じ。）のか否かについて検討することとする。

2 Aがメタノールを摂取した時期及びその方法について

臨床中毒学を専門にしているE医師は、①Aの症状や視力障害が生じた時期、メタノールの毒性が作用するまでの時間等から、Aが令和5年9月21日頃から同月23日頃までの間にメタノールを摂取したと考えられる、②ギ酸はメタノールの分解により生じるため、ギ酸の濃度も踏まえて算定したAのピーク時の血中メタノール濃度は最低でも0.64mg/mlであったといえるところ、メタノールを吸入したり、皮膚から吸収したりしただけでこれほどの濃度になることは考え難いし、腸に管を入れてメタノールを注入したといった経過も見当たらないから、Aはメタノールを経口摂取したといえると供述している。

E医師は豊富な知見と経験を有する臨床中毒学を専門とする医師であり、その公正さはもとより、判断の前提となった資料や判断手法にも問題はない。①の点はAに症状が現れた時期やメタノールが作用するまでの時間といった一般的な知見をもとにした判断であり、その判断過程に不合理な点は見られないし、②の点はAに嘔吐等の症状が見られることとも整合した合理的なものといえる。弁護人もE医師の供述内容の信用性については特段の指摘をしていない。E医師の供述は信用できる。

このため、信用できるE医師の供述により、Aは、令和5年9月21日頃から同月23日頃までの間（以下「本件期間」という。）にメタノールを経口摂取したと認められる。もっとも、E医師の供述やその他の証拠によっても、本件期間をより限定することはできないし、メタノールを経口摂取した回数や各摂取量を具体的に特定することもできない。

3 事件性について

前記2のとおり、Aは本件期間中にメタノールを経口摂取してメタノール中毒を発症しているところ、Aが勤務していた工場はもちろん、Aの近辺においても、証拠上、本件期間頃にAと同様のメタノール中毒を発症した人の存在はうかがわれない。そして、人が日常生活において誤って他人にメタノールを経口摂取させてしまふとか、誤って自らメタノールを経口摂取してしまうなどといった事態は基本的には想定し難い。Aのピーク時の血中メタノール濃度が致死濃度を超過しており、それに見合った量のメタノールを経口摂取しているといえることも踏まえると、A以外の者が誤ってAにメタノールを経口摂取させたとか、Aが誤ってメタノールを経口摂取したなどといった可能性は極めて低く、Aのメタノールの経口摂取は意図的行為によるものであるといえる。これに反する事情は証拠上もうかがわれない。

このため、Aのメタノールの経口摂取は意図的行為によるものであると認められる。

4 小括

以上のとおり、本件では、Aのメタノールの経口摂取は本件期間中の意図的行為によるものであると認められる。

第4 被告人の犯人性

1 検察官の主張

前記のとおり、Aのメタノールの経口摂取は本件期間中の意図的行為によるものであると認められるところ、検察官は、Aの供述に依拠した上で、①Aが本件期間中に経口摂取したメタノールの含まれる可能性のある飲食物はいずれも被告人がAに提供した物であり、②Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した事実がない以上、本件期間中にAにメタノールを経口摂取させた人物は被告人以外にはあり得ず、③被告人が犯行前に本件燃料用アルコールを購入していたことや④本件メッセージがAの携帯電話機から被告人の携帯電話機に送られていたことといった被告人の犯人性を推認させる事情もあり、これらの事情も併せ考えれば、被告人が本件期間中に意図的にAにメタノールを経口摂取させた犯人であると認められると主張する。

検察官の主張は、①及び②の各事情を中核に据え、これに③や④の各事情も加えて被告人の犯人性を認定できるというものであるところ、弁護人は、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した可能性を指摘して、特に①及び②の各事情を争っている。

そこで、以下では、まず、検察官が主張する①及び②の各事情から被告人の犯人性についてどこまでのことがいえるのかを検討し、仮に検察官が主張するとおりの評価ができない場合であっても、なお、③や④の各事情、あるいは証拠上認定できる他の事情も踏まえて被告人の犯人性を認定できるのか否かを検討し、更には、被告人の捜査段階の供述には、検察官が自白と捉えているものがあるので、同供述についても検討することとする。

2 検察官が主張する①及び②の各事情について

(1) ①Aが本件期間中に経口摂取したメタノールの含まれる可能性のある飲食物はいずれも被告人がAに提供した物であることについて

ア Aが本件期間中に取った朝食や昼食は前記第2の4(2)のとおりであり（なお、Aは令和5年9月21日から同月24日まで夕食を取っていない。）、このうち、同月21日の昼食や同月22日に職場で飲んだウォーターサーバーの水以外の飲食物は、いずれも被告人が提供したものであるから、被告人がこうした際に飲食物にメタノールを混ぜ、Aにメタノールを経口摂取させることは可能であったといえる。

他方、Aは、同月21日に飲食店で昼食を取り、同月22日には職場でウォーターサーバーの水を飲んでいるが、既にみたとおり、同飲食店や職場でA以外にメタノール中毒を発症した人の存在が証拠上うかがわれないことからすると、こうした際にメタノールが混入していた可能性は現実的には想定できない。また、Aが、本件期間中、被告人以外の第三者（長女を含む。）から提供された飲食物を口にしたという出来事は証拠上うかがわれないし、メタノールを経口摂取させるという行為の危険性からすれば、意図的にこうした行為に出る者には相応の動機があると考えら

れるが、こうした動機を持つ被告人以外の第三者の存在も証拠上うかがわれない。被告人以外の第三者が意図的にAにメタノールを経口摂取させたなどという合理的な疑いは認められない。

そうすると、被告人は食事の際に飲食物にメタノールを混ぜ、Aにメタノールを経口摂取させることができたといえる一方、被告人以外の第三者が意図的にAにメタノールを経口摂取させた合理的な疑いは認められないから、こうした事情は被告人の犯人性を相応に強く推認させる事情といえる。

イ その上で、食事以外の場面をみると、Aは、自宅では食事以外の場面でも被告人が提供する飲み物を飲んでおり、本件期間中も同様であったと供述しているところ、同供述が信用できるのであれば、①の事情が認定でき、被告人の犯人性を強く推認させる事情といえることができる。

しかし、被告人はAが述べる事実を否定しており、Aの前記供述を裏付ける証拠は存在しない。後記2(2)ウ(エ)で述べるとおり、Aが被告人に不利益な虚偽の供述を行う動機があることも否定できない。そして、A自身、夜に喉が渇いて冷蔵庫の飲み物を取り出して飲んだことがあったと供述していることからすると、Aが自宅において被告人から提供されたものではない飲食物を口にする機会があったといえる。

また、そもそも、Aが本件期間中に自宅以外の場所において自らの意思で飲食物を口にする機会がなかったと認めるに足りる証拠もない。

そうすると、被告人が否定している中でAの前記供述の信用性を肯定するだけの事情はなく、Aが、本件期間中の食事以外の場面において、自宅で被告人から提供された飲食物以外の飲食物を口にする機会や自宅以外の場所で飲食物を口にする機会が全くなかったとの事実を認定することはできない。

ウ 以上のとおり、被告人以外の第三者が本件期間中に意図的にAにメタノールを含む飲食物を経口摂取させることはなかったといえるのに対し、被告人が本件期間中に食事として提供した飲食物にメタノールを混ぜることは可能であったと

認められるが、Aが自らの意思で被告人から提供されたものではない飲食物を口にする機会があったことは否定できず、当然こうした機会にメタノールを経口摂取することも可能であったといえる。そうである以上、①の事情は、あくまでもAが自らの意思でメタノールを経口摂取する場合を除けばという条件の限度で認められるにすぎず、被告人の犯人性を相応に強く推認させる事情とはいえても、直ちにその推認力が強いとまではいえない。

ただし、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取することが可能であったとしても、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取するなどということがおよそ考えられないといえるのであれば、翻って、Aが本件期間中に経口摂取したメタノールの含まれる可能性のある飲食物は被告人がAに提供した飲食物のみであるといえ、被告人の犯人性を推認する力は極めて強いものとなるから、次に検察官が主張する②の事情を検討する。

(2) ②Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した事実がないことについて

ア はじめに

検察官は、Aの供述をもとに、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した事実はないと主張するのに対し、弁護人は、Aが自殺を考えていたなどと供述している点を捉えて、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した可能性があると主張する。そこで、まずは、前提となるAの供述内容を確認した上で、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した事実がないといえるのか否か、特にAが自殺目的でメタノールを経口摂取した事実がないといえるのか否かについて検討することとする。

イ Aの供述内容

Aは、当公判廷において、自殺を考えるに至った被告人との関係性や自らの心情等について、概ね以下の内容を供述している。

被告人とAは平成24年に知り合って同年12月に結婚し、平成25年6月には長女が生まれた。もっとも、被告人は、Aに対し、つわりの影響もあって長女の妊娠中から清潔にしてほしいなどとLINEのメッセージを送るなどして感情的にな

ることが増えていった。具体的には、Aは、洗面台に飛んだ水しぶきをそのままにしていたところ、被告人から怒られることがあったほか、持ち物を除菌等するように言われたり、自宅内では靴下かスリッパを履くように求められ、素足で歩くと怒られたりすることがあった。そして、こうした被告人の言動は長女の出産後も変わらず、Aが帰宅して夕食を取っていた際に被告人に話しかけると、LINEで伝えて欲しいと会話を避けられたり、Aが高熱を出した際には、被告人はAの看病をすることなく、長女を連れて実家に帰ったりした。被告人がAに対して離婚を求めることも何度もあり、Aはこれを断っていたが、被告人と別居していた際、被告人のみならずその母親からも離婚を求められたことがあり、平成27年10月に被告人と離婚した。その後、Aは、定期的に長女と会って遊ぶなどし、養育費を支払っていたが、平成29年2月頃に被告人から再婚するため長女とは会わせられないと告げられ、長女とも会えなくなった。

Aは、令和3年11月頃、被告人からメッセージが届いたことをきっかけに被告人と会って近況報告等を行った。その際、被告人は、Aと再婚したいという趣旨のことを口にすることもあった。Aは、被告人との再婚を考えていなかったが、令和4年1月に長女と会って遊んだことなどがきっかけになり、同年2月に被告人と再婚し、被告人及び長女と生活するようになった。

しかし、被告人は、再婚後徐々に思い通りにならないと不機嫌な態度を取るようになり、Aに対し、Aを非難する言葉を並べた長文のLINEのメッセージを送ってきた。また、被告人は、Aが帰宅するとその時計や携帯電話機等の持ち物を洗ったり、Aが素足で歩くことを禁止したり、洗面台に水しぶきがつかないように、あるいはできるだけ体毛を落とさないように求めたりしたほか、自宅で大便をすることを禁止したりもした。さらに、Aは、被告人から口臭や体臭がきついと言われ、長女とも距離を開けられるなどした。Aは、令和4年7月から令和5年7月まで1年間出向して単身赴任していたが、出向を終えて戻ってきてからも被告人のAに対する態度に変化はなく、Aの小遣いもなくなった。Aは、長女からもLINEのメ

ッセージでAの嫌なところや直してほしいところを伝えられることがあり、同メッセージにショックを受けていた。

Aは、こうした被告人からの言動等を受けて自尊心が傷つき、自己肯定感もなくなり、精神的に不安定な状態になった。Aは、何のために生きているのかが分からなくなって自殺を考えるようになり、溺死、首つり、青酸カリによる服毒自殺などといった自殺の方法についてインターネットで検索することもあった。特に、Aは令和5年8月や同年9月頃には強く自殺を考えていた。

ウ Aが自殺目的でメタノールを経口摂取した可能性について

(ア) メタノールを経口摂取する行為は命にも関わる危険な行為であるところ、Aが自殺を考えていたと述べていることからしても、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取したのであれば、弁護人も指摘する自殺目的というのが最も考えられるところである。そこで、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取した可能性について検討する。

(イ) まず、Aが自殺を実行に移すことがあり得るのか否かについて考えてみると、Aは被告人との関係性や自らの心情等について前記イのとおり供述しているところ、その内容は自殺を考えインターネットでその方法を検索したと述べている点など相応に具体的かつ詳細であり、こうした事実が一切ないのにこれを作成して供述しているということが考えにくい内容といえる。確かに、Aが述べる被告人の言動等の中には被告人がこれを否定しているものがあり、Aの供述を裏付けるまでの証拠は存在しないから、Aが述べる被告人の言動等を全てそのまま認定することはできないとしても、少なくとも、Aが最終的には自殺を考える心情に至るほどAを追い詰める被告人の言動等が存在したという限度では信用できるといえる。

そして、Aがこうした被告人の言動等にさらされた場合には、単に自殺を考えるにとどまらず、これを実行に移そうとする心理状態に陥っていたとしてもおかしくない。Aが何のために生きているのかが分からなくなったとか、特に令和5年8月や同年9月頃には強く自殺を考えていたなどと述べていることもAがこうした心理

状態に陥っていた具体的な可能性をうかがわせる事情といえる。また、Aは、頭の中で自殺の方法等について思いを巡らすにとどまらず、現にインターネットでその方法を検索するといった行動にも出ていたというのであるから、このこともAが自殺を実行に移す具体的な可能性をうかがわせる事情といえる。

この点、確かに、Aの本件期間前や本件期間中の行動の中には、自殺を実行に移そうとする、あるいは実行に移した者の行動にそぐわないのではないかとみることのできる行動（例えば、出勤したり、被告人らと出掛けたりするなど。）があることは否定できない。しかし、Aが自殺を実行に移そうとするほど追い込まれた心理状態にあったとしても、常に自殺を前提とした行動を取るはずだなどとはいえず、一見すると正常に見える行動、要するに自殺しないことを前提とするように見える行動を取ることがあり得ないこととはいいい難い。また、Aが本件期間中に自殺を実行に移したとしても、Aがいつ自殺を決意したのかを特定することはできないし、そもそも、Aがいつメタノールを経口摂取したのか、それが1度だったのか複数回だったのか、1度を経口摂取したメタノールの量がどの程度であったのかなどといった具体的なことは証拠によっても特定できない。Aが自殺を実行に移すまでの経過には、例えば、Aが自殺を実行に移すか踏ん切りがつかず、少量のメタノールを経口摂取したところ、体調が悪化する中で自殺の意を固め、より多くのメタノールを経口摂取して本件に至ったなど、いろいろな可能性が想定できるのであって、Aが自殺を実行に移すことと明確に矛盾するといえるほどの事情は証拠上見当たらない。かえって、仮に被告人が本件期間中にAにメタノールを経口摂取させたのであれば、令和5年9月23日にはメタノールを経口摂取させたAに自動車を運転させて一緒に出掛けていたということになるが、Aの体調がいつ悪化するかも分からず、場合によっては事故を起こし自らも巻き込まれる危険がある中でA運転の自動車に乗って出掛けたという行動は不自然との見方も可能である。そうすると、Aが自殺を実行に移すことがあり得ないなどといえるような状況にはなかったといえる。

以上のとおり、本件では、Aが自殺を実行に移すことは具体的な可能性としてあ

り得たといえる。

(ウ) 次に、自殺の方法としてメタノールの経口摂取という方法を取るのかという観点で考えてみると、自殺の方法を考える場合、メタノールの経口摂取という方法が真っ先に思い浮かぶような方法でないことは明らかである。他方で、この方法はおよそ自殺の方法として思い浮かべることが想定できないといえるほど特異な方法とはいえないし、Aが職場で薬品を扱うこともあった以上、自殺の方法として薬品の摂取を思い浮かべるのはある意味で自然なことともいえる。確かに、Aは、自殺の方法としてメタノールの経口摂取を考えたことはなく、インターネットで検索したこともないと供述しているが、同供述はインターネットの検索履歴等の証拠によって裏付けられているものではないし、メタノールの経口摂取という方法はそもそも検索しないと思いつかないといえるほど特異な方法でもない。

また、被告人がドラッグストアでメタノールを主成分とする本件燃料用アルコールを購入していたことから明らかなとおり、メタノールの経口摂取という方法を取る場合に必要なメタノールを入手することは容易といえるし、実店舗でポイントカード等を使用せずに現金払いで購入した場合には、事後的に購入の事実をたどることは困難であり、Aがメタノールを購入した事実が捜査によって判明していないこともおかしいことではない。なお、Aがメタノールを入手していたとして、その容器等は見つかっていないが、Aがいつどこでどのようにメタノールを経口摂取したのかを証拠上具体的に特定することができない以上、Aが外出時にメタノールを経口摂取して容器等を捨てた可能性なども証拠によって排斥できないから、容器等が見つかっていないこともおかしいこととはいえない。

そして、メタノールの経口摂取により自殺を図った場合の苦痛の大きさは、Aが検索した溺死や首つりといった方法と比べて当然に大きいといえるものでもない。

以上のとおり、本件でAが自殺の方法としてメタノールの経口摂取という方法を取ることが常識的にみて考えられないといえるような事情は存在しない。

(エ) さらに、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取したのであれば、A

はこうした事実がないと否定して虚偽を述べているということになり、Aにそうした虚偽の供述を行う動機があるのかも問題になる。

この点、Aの立場に立って考えた場合、仮にメタノールの経口摂取による自殺を図ったのであれば、それは失敗に終わり、失明という重篤な後遺障害のみが残ったということになる。こうした結果がAの人生に与える影響の大きさは計り知れず、Aが自殺を実行に移すまでに自らを追い詰めた原因について考えた上で、その原因となった被告人に対する恨み等の感情から被告人に責任をなすりつけるために虚偽の供述を行うことは十分に考えられるところである。

他方で、Aが被告人に責任をなすりつけようと考えているのであれば、自殺を考えていたなどと自らに不利益ともいい得る内容を供述しないのではないかとの指摘もあり得るが、被告人の言動等がAを自殺に追い込むほどひどいものであったと述べることは被告人に相当不利益な内容ともいえ、Aが被告人に責任をなすりつけようとする事とは特に矛盾するものではない。

そうすると、Aが最終的に自殺を実行に移したという点を隠した虚偽の供述を行うことは十分にあり得ることといえる。

(オ) これに対し、検察官は、④Aが被告人に責任をなすりつけるのであれば、重篤な視力障害等が生じるほど多量のメタノールを経口摂取する必要はないし、そもそもメタノールを経口摂取するというまわりくどい方法をとらずとも、被告人に責任がある旨記載した遺書を残すなどのより簡便かつ容易な方法があり、多量のメタノールを経口摂取するという方法を取ることは不自然である、⑤Aは、令和5年9月25日に視力障害の症状等が生じた直後、被告人に症状等を伝えて一緒に医療機関に行っているところ、被告人に伝えれば被告人から医療機関の受診を制止されるなどのリスクもあり、被告人に責任をなすりつけるのであれば、被告人に伝えないのが自然であるのに、これを伝えたという経緯は極めて不自然不合理である、⑥Aが被告人に責任をなすりつけるのであれば、Aが本件メッセージを送信するなどということも考え難く、むしろ敵対的な存在である被告人によるデータへの

アクセスを拒絶するのが合理的かつ自然であり、本件メッセージの存在は極めて不合理かつ不自然であるとして、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取することは考えられないなどと主張する。

しかし、検察官の主張は、いずれもAが当初から被告人に責任をなすりつけるために行動していたことを前提にしているが、Aが当初は生きる意味を失って自殺を試みたものの、これが失敗に終わったばかりか回復の見込みのない視力障害が残ったことで、事後的にこうした原因である被告人に対する恨み等から責任をなすりつけるようになったという経過も想定できることであり、こうした経過はAが当初警察官から事情を聴かれた際には被告人からメタノールを飲まされた可能性を伝えていなかったこととも矛盾しない。こうした経過を前提とすれば、多量のメタノールを経口摂取したことや予想に反して視力障害の症状が生じ、パニックになって被告人を頼ったという経緯はあり得ることであり、検察官が主張するように不合理かつ不自然であり得ないことであるなどとはいえないし、後記3(2)イでも述べるとおり、自らが自殺した後に残される者、特に長女のことを考えるなどして本件メッセージを送信するために必要な設定等を行うこともあり得ることであり、むしろ、本件メッセージの存在はAが自殺目的でメタノールを経口摂取することと整合的ともいえる。検察官の主張は採用できない。

(カ) 以上からすると、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取した可能性が高いなどとは認められないが、こうした可能性は単に抽象的な可能性としてではなく、ある程度具体的に想定できる可能性ということができ、検察官の主張を踏まえても、こうした可能性を排斥することはできず、また、こうした可能性を排斥できるだけの証拠も存在しない。

エ 以上のとおり、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取した具体的な可能性があり、これを排斥できない以上、検察官が主張する②の事情は認められない。

(3) 小括

以上をまとめると、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取していない事実を認

定することはできず、検察官が主張する②の事情は認められないから、結局、検察官が主張する①の事情、要するに、被告人以外の第三者がAにメタノールを経口摂取させたことはないといえる一方、被告人がAの食事の際の飲食物にメタノールを混ぜ、Aにメタノールを経口摂取させることが可能であったという事情は、被告人の犯人性を相応に強く推認させる事情とはいえても、Aが自らの意思でメタノールを経口摂取した具体的な可能性が残る以上、その推認力が強いとまではいえない。これだけで犯人が被告人以外にあり得ないとは評価できず、被告人の犯人性を認定することもできない。

3 検察官が主張する③及び④の各事情並びにその他の事情について

前記2のとおり、検察官が主張する①及び②の各事情では犯人が被告人以外にあり得ないとは評価できず、被告人の犯人性を認定することはできないものの、なお、検察官が主張する③及び④の各事情、あるいは証拠によって認められるその他の事情を踏まえて、被告人の犯人性を認定できないかを検討する。

(1) ③被告人が犯行前に本件燃料用アルコールを購入していたことについて

ア 前記第2の3のとおり、被告人は令和5年7月31日に本件燃料用アルコールを購入しているところ、本件燃料用アルコールの主成分がメタノールである以上、被告人は犯行に用いたとしても矛盾しない物品を事前に購入しており、犯行に及ぶことが可能であったとはいえる。

他方、被告人が本件期間頃まで本件燃料用アルコールを所持していた事実を認めるに足りる証拠は存在しないし、そもそも、Aが経口摂取したメタノールが本件燃料用アルコールに含まれるメタノールであったと認めるに足りる証拠も存在せず、本件燃料用アルコールと犯行を結びつけるだけの証拠は存在しない。

そうすると、③の事情は被告人の犯人性と矛盾はしないが、これを積極的に推認させるほどの力を有しないといえるし、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取することとも特段矛盾する事情ではない。

イ もっとも、被告人がなぜ本件燃料用アルコールを購入したのかという点

は問題になり、仮に、被告人には犯行に用いる以外に本件燃料用アルコールを必要とする事情がなかったといえるのであれば、被告人が本件燃料用アルコールを犯行のために購入したのではないかと推認することができ、③の事情が持つ推認力の評価も変わってくる余地がある。検察官も、被告人が本件燃料用アルコールの入手経緯に関して捜査段階から公判に至るまで供述を二転三転させており、その変遷の合理的理由も示されていない以上、被告人が事実を述べていないといえるから、本件燃料用アルコールが犯行に使用されたこと、すなわち、被告人の犯人性を強く推認させる事情といえると主張する。

そこで、被告人の供述を見ると、被告人は、令和6年2月21日付けの警察官調書（乙2）においては、Aとの関係に悩んでおり、Aを酔わせて頼ってもらうため、令和5年8月頃にドラッグストアでメタノールが含まれるアルコールを購入したと、令和6年2月22日付けの弁解録取書（乙3）においては、同様の目的でエタノールを購入したと、同年3月8日付けの警察官調書（乙5）においては、親族とバーベキュー等のアウトドアに行くという話になり、インターネットを通じて燃料用アルコールを購入したと思う、ドラッグストアで本件燃料用アルコールを購入した記憶はなく、購入したのであれば間違って購入したと思うと、同年7月8日付け及び同月18日付けの各検察官調書（乙6、7）においては、親族とのバーベキューに必要だと考えて燃料用アルコールを購入したことはあるが、購入方法については覚えておらず、本件燃料用アルコールを購入したかも覚えていないと、令和8年5月7日の第6回公判期日においては、本件燃料用アルコールを購入した記憶はなく、購入していたのであれば消毒液と間違えて購入したのではないかと思う、インターネットを通じてキャンプ用に燃料用アルコールを購入したことがあったかもしれないとそれぞれ供述している。

確かに、被告人の供述は曖昧なものであり、変遷しているとの見方も十分可能である。しかし、被告人は、当公判廷において、ドラッグストアでメタノールを含むアルコールを購入したとの当初の供述について、取調担当警察官から問われたこと

に対してそうかもしれないと答えたことがあったなどと供述しており、これは要するに自らの意図と異なる内容が記載されているという趣旨のことを述べていると思われるところ、翌日の弁解録取書（乙３）においては同アルコールがエタノールであり、前記取調担当警察官にもエタノールと話したと供述しているのに、前記警察官調書（乙２）ではエタノールについての言及が一切ない。このことは被告人が述べるとおり、被告人の意図と異なる内容が記載されていることをうかがわせる事情といえ、被告人が供述するとおりの経過で取調べが行われ、当初の供述である警察官調書が作成された可能性は否定できない。そうすると、被告人は、当初から本件燃料用アルコールを購入したかについては明確に覚えていなかったとみることでもでき、本件燃料用アルコールを購入したかを覚えていないという点についてはある意味一貫していると評価することもできる。

また、本件燃料用アルコールを購入したかを覚えていないと供述する点を見ると、被告人によれば、当時親族とのバーベキュー等のために燃料用アルコールを購入しようとしていたというのであり、こうしたバーベキューの計画があったことはAも認めている。Aも述べるとおり、バーベキュー等のキャンプは被告人の趣味ではなかったのであるから、被告人が本件燃料用アルコールをバーベキュー等のために必要なものだと考え、これを購入しようとするもおかしくない状況にあったといえ、ドラッグストアで他の商品を購入する際に明確に意識することなく本件燃料用アルコールも購入してしまった可能性は否定できない。その後、実際にはバーベキュー等は実施されず、バーベキュー等で本件燃料用アルコールを用いるということがなかったのであるから、ドラッグストアで本件燃料用アルコールを購入した記憶が薄れてしまった可能性も否定できないし、被告人はインターネットを通じて買い物をする機会も多かったというのであるから、ドラッグストアで購入した本件燃料用アルコールについて、インターネットを通じて購入したとの記憶が形成された可能性もまた否定できない。まして被告人の当初の供述の段階で既に本件燃料用アルコールの購入から半年以上もの期間が経過していたのであるから、その記憶が薄れ

て曖昧なものになるというのも特段おかしいこととはいえない。そして、被告人の供述によれば、被告人はAに相談することなく本件燃料用アルコールを購入したことになるが、本件燃料用アルコールはAに相談しないで購入するのがためられるほど高価なものではないから、これをもって不自然というのも無理がある。

なお、検察官も指摘するとおり、消毒用アルコールと燃料用アルコールを間違えて購入するということが一般的には考えにくいことであるが、被告人はあくまでも記憶がないため本件燃料用アルコールを購入した可能性として間違えて購入した可能性を指摘しているにすぎず、実際にそのような間違いをしたかは不明であるから、これをもって被告人の供述が虚偽であるということもできない。

以上からすると、被告人の供述経過等を踏まえても、検察官が主張するように、被告人が事実を述べていないとまでは評価できず、被告人が犯行以外に本件燃料用アルコールを購入する必要がなかったと認めることもできないから、前記アの推認力の評価は変わらない。

(2) ④本件メッセージがAの携帯電話機から被告人の携帯電話機に送られていたことについて

ア 検察官は、Aが本件メッセージを送信するための設定等を行っていないと供述していることを前提に、本件メッセージは、Aが死亡する可能性を事前に想定し、これに対応する必要がある人物が送信したと考えるのが自然であるところ、被告人は当時Aの携帯電話機のロックを解除するパスワードを知っており、本件メッセージを送信するための設定等を行うことができたのに対し、他にこうした設定等が可能であった人物が存在しないのであるから、被告人の犯人性を推認できると主張する。

イ 本件メッセージを送信するためには、基本的にはAの携帯電話機を使用して必要な設定等を行う必要があるところ、Aと被告人以外の人物がこうした設定等を行うことができたことをうかがわせる事情は証拠上存在しないから、Aか被告人のいずれかが同設定等を行ったと考えるのが自然である。もっとも、Aは同設定

等を行っていないと供述し、被告人も同様の供述を行った上で、本件メッセージを見た記憶もないと供述しており、いずれの供述についてもこれを裏付けるような証拠は存在しない。

検察官は、Aが被告人に対して悪感情を抱いているのであれば、被告人のためになる前記設定等を行うことは考えられないと主張するが、Aが自殺を考えた場合、iCloudデータにアクセスできる権利を被告人に与えることが自殺後に残される長女にとって有用だと考えるなどして同設定等を行うこともあり得ることといえるから、検察官の主張をもって当然にAの供述が信用できるということにはならない。

また、本件メッセージは既読状態になっており、被告人が本件メッセージを確認したのであれば、その内容に照らしても覚えているのが自然であるとの見方もできるが、他方で、複数のメッセージについてその内容をよく確認することなく既読状態にしてしまうことは一般的にも見られることであり、既読状態になっていることを捉えて被告人の供述が信用できないということもできない。

その他、証拠を精査しても、Aの供述の信用性を肯定できるだけの事情も、被告人の供述の信用性を否定できるだけの事情も認められず、被告人の供述を排斥することはできないから、Aが同設定等を行った可能性を否定できず、被告人が前記設定等を行ったとの事実を認めることはできない。

ウ 以上のとおり、A自身が前記設定等を行った可能性を否定できず、被告人が前記設定等を行った事実は認定できないから、④の事情は被告人の犯人性を推認させる力を有しないといえるし、既にみたとおり、むしろAが自殺目的でメタノールを経口摂取することと整合的な事情といえる。

(3) 犯行動機について

被告人とAとの間では、前記2(2)ウ(イ)で検討したとおり、Aが最終的には自殺を考える心情に至るほどAを追い詰める被告人の言動等が存在したと認められ、被告人とAとの関係性は良好でなかったといえる。被告人も、捜査段階及び当公判廷

において、Aにもっとかまってほしかったなどと述べ、Aとの関係性に悩んでいたというのであるから、その程度は別として被告人とAとの関係性が良好でなかったことは被告人も認めるところである。

こうした関係性を前提とすれば、被告人がAにメタノールを経口摂取させることがあり得ないということはできないが、それ以上に、被告人が当然にAにメタノールを経口摂取させたはずだといえるほどの関係性であったとはいえないし、そうであったと認めるに足る証拠もない。Aが被告人との関係性ゆえに自殺を考えるほど追い込まれた心理状態にあったとしても、夫婦関係の受け止め方は人によって変わるから、被告人がAとの関係性についてAと同程度に悩み追い込まれた心理状態にあったはずだということもできない。

そうすると、被告人とAとの関係性からは、被告人に犯行動機となり得るものがなかったわけではないということはいえても、当然にAにメタノールを経口摂取させるはずだといえるほどの犯行動機があったということはできず、被告人とAとの関係性は、被告人の犯人性と矛盾はしないが、これを積極的に推認させるほどの力を有しないといえるし、むしろ、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取することとは整合的な事情といえる。

(4) Aが令和5年8月中旬以降、被告人から提供された飲み物の味に違和感を覚えていたことについて

ア Aは、令和5年7月に被告人及び長女と生活するようになって以降、本件期間頃までの間に、口に入れたものに違和感を覚えたことがあったと述べており、具体的には以下のとおりである。

Aは、同年8月中旬頃、被告人から注がれたビールを飲んだ際、その味にかなりの違和感を覚え、被告人にその旨を伝えたが、被告人からビールを飲み切るように言われたので飲み切った。その後、Aは入浴して就寝したが、目が覚めた時に強い腹痛、吐き気及び頭痛があり、嘔吐していた。

Aは、同年9月中旬頃、被告人から出されたお茶を飲んだ際、その味に違和感を

覚えたほか、喉に酒を飲んだような熱さを感じたことが複数回あった。Aは、一度、被告人にお酒が入っているのではないかと伝えたことがあったが、被告人はこれを否定し、Aが渡したお茶を飲まずに捨てていた。なお、Aは、2度ほど被告人に気付かれないようにお茶を飲まずに捨てたことがあり、後に被告人からLINEのメッセージでお茶を捨てなかったかと確認された。

Aは、同月11日以降の体調不良の際、被告人がコップに注いだスポーツドリンクを飲んで味に違和感を覚えたが、喉が焼けるような感覚はなかった。

イ Aの前記アの供述は、その内容が相応に具体的かつ詳細といえるが、他方で、同供述を裏付けるような証拠は存在しない。被告人もAが述べる事実を全て認めているわけではないし、Aが何度も味に違和感を覚えながらもそれでも被告人から提供されたものを飲み続けたというのは、被告人との関係性を前提としてもやや不自然な感は否めず、Aの同供述を全面的に信用することはできない。

また、信用性の点を措くとしても、Aが違和感を覚えたと述べる場面が本件期間中であるのかは判然とせず、本件期間中でないのであれば、犯行との結びつきは不明といわざるを得ない。そもそもAが供述するとおりの事実があったとしても、違和感を覚えた原因が何なのかを特定するに足りる証拠は存在せず、それがメタノールであるかは不明である。被告人はAにかまってほしくて台所用の消毒液を混ぜて飲ませたことがあるとか、食器等を除菌のために消毒液につけた後、十分に洗い流さずに飲み物を入れて提供してしまったことがあるなどと述べており、この被告人の供述が信用できるかはともかく、被告人が述べるようにメタノール以外のものが混入していた可能性は排斥できない。

そうすると、Aが述べるとおりの事実があったとしても、この事情は被告人の犯人性を推認させる力を有しないといえる。むしろ、Aが述べるとおりの事実があったとすれば、Aが被告人から異物を混ぜた飲み物を提供され嫌がらせを受けていると考えてもおかしくないといえ、これがAの自殺の後押しになったともいい得るから、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取することと整合する事情とみることもで

きる。

(5) 小括

以上で検討してきたとおり、前記(1)ないし(4)の各事情はいずれも被告人の犯人性を積極的に推認させるほどの力を有しないか、あるいはこれを推認させる力がなく、他に被告人の犯人性を推認させるだけの事情も証拠上見当たらない。前記2の事情に加えて、こうした事情を併せ考えてみても、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは少なくともその説明が極めて困難であるというほどの事情はなく、いずれもAが自殺目的でメタノールを経口摂取したとしても説明ができる内容であるから、被告人の犯人性を認定するには足りないというべきである。

4 令和6年2月21日付けの警察官調書（乙2）における被告人の供述について

被告人は、令和6年2月21日付けの警察官調書において、令和5年8月頃にドラッグストアで蓋が青色の白色ボトルに入ったアルコールを購入し、同年9月25日の1週間ほど前に同アルコールを酒に混ぜてAに飲ませた、同アルコールの成分を後日確認したところ、メタノールが含まれていたと供述しており、検察官はこれをもって被告人が本件期間中の犯行を自白していたと主張している。

前記供述内容からすれば、被告人が購入したと述べるアルコールは本件燃料用アルコールを指し、令和5年9月25日の1週間ほど前というのも本件期間を指すと解することが可能であり、検察官が主張するように被告人が本件期間中の犯行を自白していると見る余地もある。

他方で、被告人の供述は犯行があったとされる日時から5か月ほど経過した令和6年2月21日に行われたものであり、1週間ほど前という表現に一定の幅があることは検察官も前提にしているところ、この幅の中に令和5年9月9日頃が含まれないといえるだけの根拠は存在しない。被告人が述べるとおり、本件燃料用アルコールを酒に混ぜてAに飲ませたのだとしても、これが同月10日以降の体調不良に

つながっていると見る余地があり、Aが本件期間中に飲酒したという出来事が証拠上現れていないことに照らしても、こうした見方が荒唐無稽なものということとはできない。そして、こうした見方の可能性を排斥できない以上、被告人の前記供述をもって本件期間中の犯行を自白したものであるとみることが間違いないということもできない。

また、既にみたとおり、被告人は、当公判廷で、前記警察官調書には自らの意図と異なる内容が記載されているという趣旨の供述をしており、その可能性が否定できない上、令和6年2月22日付けの弁解録取書においては、前記アルコールがエタノールであると供述し、この供述には、令和5年7月にドラッグストアでエタノールを購入した履歴という一定の裏付けも存在している。確かに、被告人が述べるエタノールを購入した目的は、Aとの関係性を改善するため、Aを酔わせてスキップを図りたいと考えたからというものであり、こうした目的が通常よくあることなどとは到底いえないが、他方で、被告人の供述を明確に虚偽だと言い切ってしまうほどの事情も存在しない。

以上からすると、令和6年2月21日付けの警察官調書（乙2）における被告人の供述は、その供述どおりの事実があったとしても、これをもって本件期間中の犯行に関するものといえるかに疑問があるし、そもそも被告人の真意を反映したものといえるかも疑問であり、結局、同供述をもって被告人の犯人性を認定することはできない。

5 まとめ

以上で検討してきたところをまとめると、被告人以外の第三者がAにメタノールを経口摂取させたことはないといえる一方、被告人がAの食事の際の飲食物にメタノールを混ぜ、Aにメタノールを経口摂取させることが可能であったという事情は、被告人の犯人性を相応に強く推認させる事情とはいえるが、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取した具体的な可能性が残る（なお、既に述べたとおり、当裁判所としてもこうした可能性が高いとまで認定しているわけではない。）以上、その推認力

が強いとまではいえず、これだけで被告人の犯人性を認定することはできない。そして、被告人が本件燃料用アルコールを購入していたことや本件メッセージの存在、犯行動機、Aが被告人から提供された飲み物の味に違和感を覚えていたことといった事情はいずれも被告人の犯人性を積極的に推認させるほどの力を有しないか、あるいはこれを推認させる力がなく、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取したとしても説明できる事情である。これらの事情を併せ考えても、被告人がAにメタノールを経口摂取させた可能性が相応に高いといえるにとどまり、Aが自殺目的でメタノールを経口摂取した可能性は排斥できず、被告人が犯人であることが常識的に考えて間違いないとまではいえないから、被告人の犯人性を認定するには足りない。また、被告人の捜査段階の供述はそもそも本件期間中の犯行を自白したものではないと見る余地もあるなど、同供述をもっても被告人の犯人性を認定することはできない。

第5 結論

よって、本件公訴事実については犯罪の証明がないというべきであるから、刑訴法336条により被告人に対して無罪の言渡しをすることとした。

(求刑：懲役9年)

令和8年9月3日

大津地方裁判所刑事部

裁判官 徳 井 隆 一